

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	6,212	5,237	975	18.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	2,124	1,180	944	80.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	2,124	1,180	944	80.0
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	8,336	6,417	1,919	29.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	39,489	34,696	4,793	13.8
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	6,090	3,966	2,124	53.5
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	6,090	3,966	2,124	53.5
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	45,580	38,662	6,917	17.9

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		14,700	14,200	500
(内訳)	直接借款	13,800	13,300	500
	海外投融资	900	900	—

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		14,700	14,200	500
(財源)	財政投融资	8,336	6,417	1,919
	財政融資	6,212	5,237	975
	産業投資	—	—	—
	政府保証	2,124	1,180	944
	自己資金等	6,364	7,783	△1,419
	一般会計出資金	489	471	18
	財投機関債	800	800	—
	貸付回収金	7,008	7,134	△127
	財政融資資金借入金償還	△1,419	△969	△450
	その他	△513	346	△860

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」（令和4年6月経協インフラ戦略会議決定）等においても示される通り、質の高いインフラの海外展開を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月、財務省）における「②大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると判断される。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模問題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構（有償資金協力部門）による補完が行われているものである。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものでもある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助(Official Development Assistance：ODA)として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。このため、一般の金融機関とは競合せず、かつ相手国の政府等を融資先とし、民間企業が直接の裨益者ではないことから、民間企業のモラルハザードが想定されるものではない。

次に海外投融資については、平成22年度政府方針において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成24年10月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」において「我が国の優れた技術・ノウハウを新興国・途上国に提供することで、相手国の成長を取り込み、我が国経済の活性化につながるよう、円借款と海外投融資を戦略的に活用する」とこととされている。このように、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつ、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励するものとなる

よう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の70%とし（特に必要と認められる場合には80%）、出資の場合は原則として当機構による出資比率を50%以下（現地企業等への直接出資については25%以下）、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

#### <対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月、財務省）においては、「財政投融資の対象として今後期待される分野」として、円借款や海外投融資の活用を通じたインフラ輸出が掲げられ、「民業補完の観点からは（中略）財投機関は財政融資資金や債券発行により長期資金を調達する構造であり、（民間金融機関の）質的な部分を補完している」とされつつも、財政投融資全般について「償還確実性を確保」の上で「毀損を回避することが前提である」とされている。

こうした指摘を踏まえ、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等にかかる国際公約や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」、等の政府方針を踏まえつつ、個別案件の承諾に際しては事業達成の見込みやマクロ経済状況及び債務負担能力等につき精査を行っている。また、有償資金協力・技術協力・無償資金協力を一体的に運用する環境を整備し、更なる業務の効率化及び効果増大を推進している。

なお、ODAに関しては、「開発協力大綱」（平成27年2月閣議決定）に加えて、「開発協力の重点」により、基本的考え方、重点課題、地域別援助のあり方等が示されている。当機構においては、かかる政府の方針や検討の状況を十分に踏まえた上で、国別の開発協力実施方針等の各種方針を定め、業務の重点化、効率化を推進している。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

3年度におけるJICAの財政投融資は6,784億円（うち財政融資資金借入金6,144億円）を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で工事や契約手続きが一部遅延したこと等により、財政投融資910億円（うち財政融資資金903億円）の運用残が発生した。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	元年度	2年度	3年度
運用残額	3,173億円	992億円	910億円
運用残率	57.8%	12.1%	13.4%

#### <その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

# 政府保証について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

## 1. 政府保証の考え方

### (1) 政府保証国内債

[該当しない]

### (2) 政府保証外債

有償資金協力部門においては、開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与する財源として、貸付回収金や財投機関債を含めた自己資金等に加え、政府からの資金調達として一般会計及び財政投融资を主たる原資としている。

このうち、財政投融资については、従来からの財政融資資金借入金に加え、平成26年度より政府保証外債を資金需要や市場環境を勘案しつつ発行しており、令和5年度においても継続発行を要望する。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）の「政府保証に係る4類型の見直し」においては、主として「iii 外貨貸付に対する資金需要に対応するための政府保証外債の発行」に該当する。同文書の該当箇所にて、政府保証付与の条件として掲示されている3つの審査基準は以下①～③のとおり。

①外貨調達の必要性が認められること

②償還が十分に確実であると見込まれること

③起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること

当機構における政府保証外債は、外貨建て海外投融资、ドル建て借款の執行に係る外貨資金の需要に対応するためのものであり審査基準①を充足している。また、各回の発行時には、審査基準②③の双方を充たすことも確認している。

### (3) 政府保証外貨借入金

[該当しない]

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証国内債

[該当しない]

### (2) 政府保証外債

海外投融资及びドル建て借款の執行が堅調に伸びており、令和5年度についても高いドル需要が見込まれることから、15億米ドル相当の円貨額を政府保証外債の発行額として要求する。

### (3) 政府保証外貨借入金

[該当しない]

## 財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 令和5年度における財投機関債の発行内容

(1) 発行予定額：800億円

(2) 発行形態：原則として、公募型の普通社債(SB)と同様の債券を予定。

(参考) 令和4年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発行予定額：800億円(令和4年7月に一部(240億円)発行済)

発行形態：原則として、公募型の普通社債(SB)と同様の債券を予定。

### 2. 要求の考え方

円借款は、開発途上地域にとって重い負担とならないよう極めて譲許的な条件で実施されることから、有償資金協力部門の財務の健全性を維持しつつ超長期かつ低利の円借款を安定的に供与するため、一般会計出資金及び財政投融资を主たる原資としている。

一方、財投機関債による資金調達には、業務運営効率化への規律向上等の意義も認められることから、一般会計出資金及び財政投融资に次ぐ資金調達手段として活用していく。

令和5年度の発行額は令和4年度と同額の800億円を計画する。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月閣議決定）においては、「我が国は、次期G7議長国として、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交を積極的に展開する。ウクライナ侵略には経済制裁等により毅然と対応し、ウクライナ及び周辺国等への支援を強化する。『自由で開かれたインド太平洋』の実現に向け、日米同盟を基軸としつつ、豪印、ASEAN、欧州、太平洋島しょ国等の国・地域との協力を深化させ、日米豪印の取組等も活用するとともに、TICAD8を通じアフリカとの連携を強化する。（中略）これらの取組を推進するため、時代に即した国際協力の在り方を模索するとともに、国際機関とODAを通じた国際協力を適正・効率的かつ戦略的に活用しつつ、ODAを拡充する」とされている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）では、「我が国の先進技術を活用した質の高いインフラ整備を通じて、アジア太平洋地域の社会的課題の解決と持続的な経済成長への貢献を同時に達成する。」こと等が掲げられている。

上記の政府方針を踏まえ、特に以下の事項に重点的に取り組むことを前提として、令和5年度の財政投融资要求（合計8,336億円（うち財政融資資金6,212億円、政府保証外債2,124億円））を行う。

### (1) 新興国・途上国における「質の高い成長」支援

開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、日本企業の技術・ノウハウを活用した「質の高いインフラ」整備を支援。「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献。

### (2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）に向けたグローバルな課題への対応

防災、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取り組みを通じた持続可能な開発を支援。ポストコロナ、ウクライナ及び周辺国・影響を受ける途上国を見据えた取り組みを強化。

(参考)

#### ●「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月閣議決定）

#### 第3章 内外の環境変化への対応

#### 1. 国際環境の変化への対応

#### (5) 対外経済連携の促進

(国際連携の強化)

多国間主義重視の下、人権を尊重し、環境にも配慮しつつ、自由で公正な経済圏の拡大、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組む。同時に、資本主義に内在する課題を克服し、持続可能な経済社会を創り上げ、社会課題の解決を新たな成長の源泉とすることで、世界のSDGs達成に貢献する。

技術開発やインフラ整備、技術標準、クレジット活用を通じて、AETI等を強化・具体化しつつ、アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現を目指すなど、気候変動・エネルギー分野のリーダーシップをとる。プラスチック汚染対策では、我が国の技術を活用し、条約交渉及び「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を主導する。グローバルヘルス戦略に基づき、官民資金の拡充を図りつつ、感染症に対する予防・備え・対応の強化など世界の保健課題の解決に貢献し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指すほか、WHOとの連携について協議する。また、薬剤耐性対策において市場インセンティブなどの薬剤耐性菌の治療薬を確保するための具体的な手法を包括的に検討した上で結論を出し、国際的な議論において主導的な役割を果たす。デジタル化、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環、環境保全、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等の案件形成支援、公的金融の機能強化を含め、「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づく施策を着実に進める。

●「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）

VI. 個別分野の取組

（2）対外経済連携の促進

米国、豪州、インド、ASEAN、欧州等の国・地域とも連携し、日米豪印の取組等も活用しながら、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を戦略的に推進する。

インド太平洋経済枠組み（IPEF：Indo-Pacific Economic Framework）では、サプライチェーン強靱化、脱炭素・クリーンエネルギー、デジタル経済等について、今後、参加国間で議論を進める。我が国としては、インド太平洋地域の持続可能で包摂的な経済成長を実現するため、米国及びASEAN諸国を含むパートナー国と連携して、できるものから早期に具体的な成果を出すことを目指す。

我が国の先進技術を活用した質の高いインフラ整備を通じて、アジア太平洋地域の社会的課題の解決と持続的な経済成長への貢献を同時に達成する。

## 財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）

### 1. 政策的必要性

有償資金協力業務は、開発途上地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、開発途上地域にとって重い負担とならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件を付すことが法律（JICA 法第13条）で要請されている。従って、有償資金協力勘定の財務の健全性を維持しつつ、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与するためには、財源として財政投融资及び一般会計出資金が必要である。財投機関債については、資金調達手段の多様化やディスクロージャー促進による事業運営の効率化のメリットはあるが、高コストとなることから、これらに次ぐ資金調達手段として位置付ける。

有償資金協力業務の実施にあたっては、自助努力の支援、人間の安全保障の推進等を基本方針とする「開発協力大綱」（平成27年2月閣議決定）をはじめ、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月閣議決定）や、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」の趣旨に則る。

かかる目的を有する有償資金協力業務の施策の具体的メニュー・スキームは以下のとおり。

#### 〔円借款〕

例えば以下の目的のために必要な資金を、超長期かつ低利の譲許性の高い条件で融資するもの。

- 「質の高い成長」と格差是正
- 普遍的価値の共有と平和構築の推進
- 地球規模問題への取組みの強化

後発開発途上国（LDC）のうち貧困国については金利条件を無利子近似（0.01%）とするなど、所得段階に応じて異なる供与条件（償還期間・金利等）を適用している。また、環境・気候変動、保健・医療、防災、人材育成の重点分野については「優先条件」、「質の高いインフラ」を実現する日本企業の受注が相当程度期待できる技術（製品、工法等）が採用される案件については「ハイスpekク借款」として一般的な条件よりさらに譲許的な供与条件を適用している。

また、我が国の優れた技術やノウハウを活用する「顔の見える援助」を促進すべく、同様に譲許性の高い「STEP（本邦技術活用条件）」を設けている。

#### 〔海外投融资〕

主として民間セクターが開発途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資し、民間企業等の活動の支援を通じた経済・社会の開発への支援を行うもの。

令和5年度事業規模については、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」等に示された円借款・海外投融資の一層の戦略的活用、新興国・途上国の投資環境整備等に資する取り組みへの支援、「開発協力大綱」に掲げられた人間の安全保障の推進に加えて、我が国の国際公約（持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等）等政府方針を踏まえつつ、実施中の事業及び新規の承諾見込み等について、個別に精査を行った結果、出融資規模を14,700億円と見込むものである。

令和3年度事業規模は、計画15,000億円に対して、1,118億円の未達となったが、この主因は、一部貸付承諾済案件の事業進捗が遅延したこと等により、出融資が計画を下回ったものである。しかしながら、開発途上国等における貧困削減と経済・社会開発、地球規模問題への取り組み等に向けた超長期かつ低利の資金に対する開発途上国等のニーズは依然として高く、出融資実績については、平成30年度10,894億円、令和元年度11,076億円、令和2年度14,388億円そして令和3年度13,882億円と高水準を維持している。

令和4年度事業計画については、原則として実施中の案件若しくは新規承諾予定案件のうち当該年度中に実行の高い確度で見込まれるもの（但し、一部実行に不確実性はあるが、「成長戦略フォローアップ」及び我が国の国際公約等に基づいた重要性の高い案件を含む）を織り込んでいる。

## 2. 民業補完性

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「成長戦略フォローアップ」及び「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」等においても示される通り、インフラの海外展開を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月、財務省）における「②大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると判断される。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模問題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構（有償資金協力部門）による補完が行われているもの。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものでもある。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助（ODA）として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。このため、一般の金融機関とは競合せず、かつ相手国の政府等を融資先とし、民間企業が直接の裨益者ではないことから、民間企業のモラルハザードが想定されるものではない。

一方、海外投融資については、平成22年度政府方針において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成24年10月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」において

「我が国の優れた技術・ノウハウを新興国・途上国に提供することで、相手国の成長を取り込み、我が国経済の活性化につながるよう、円借款と海外投融資を戦略的に活用する」こととされている。したがって、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励するものとなるよう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の70%とし（特に必要と認められる場合には80%）、出資の場合は原則として当機構による出資比率を50%以下（現地企業等への直接出資については25%以下）、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

### 3. 有効性

開発途上国においては多くの場合、経済社会開発に係る計画策定や事業実施に際し、資金調達や技術的ノウハウの不足等の困難に直面している。有償資金協力業務においては、こうした国に対する有償の資金供与による協力の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。具体的には、民間金融機関から融資を受けることが困難な開発計画や開発事業に対して、超長期かつ低利という緩やかな条件で資金融資をしており、（返済義務を課すことにより、借入国にとって真に必要な政策の実現や、そのための効率的な資金運用の促進を行っていることも含め）こうした国の自助努力を支援している。

なお、有償資金協力の業務実績に関しては、独法通則法に則り、年度毎の評価及び5年の中期目標期間の評価（予算、収支計画・資金計画等は除く）が行われるとともに、個別事業については、運用効果指標を定めモニタリング及び事後評価を行うことにより、施策の有効性を確認している。

### 4. その他

業務運営に当たっては、以下のように信用リスクの軽減を図っており、もって財政投融資に対する償還確実性を確保している。

まず、円借款供与の際には、事業計画について審査し、事業達成の見込みがあるもののみ円借款を供与しており、将来的にはこの事業効果により開発途上国が経済成長を達成し、もって債務返済を行うことを企図している。また、円借款は対象国のマクロ経済状況及び債務負担能力等の分析を行った上で、国際約束に基づき相手国政府等に貸し付けられるものであり、回収の確保が図られている。

債務問題を抱えている国に対しては、IMF等国际機関による支援、パリクラブ、援助国会合等を通じた当該国に対する国際支援体制に基づき対応することとしており、当該国の債務が持続可能となる仕組みが国際的に確保されている。なお、政府決定により、平成15年度より債務救済無償の対象国に対しては、従来の債務救済無償方式に代わり、円借款債権の放棄による債務救済を実施していくこととなったが、これは国際的な枠組みの中で合意された特定の貧困国に対する例外的な措置である。

海外投融資については、事業計画について審査し、事業達成及び債務返済等の見込みがある事業にのみ出融資を行うこととしている。また、貸付業務に際しては、借入人等の債務負担能力を検討の上、必要に応じて物的担保、保証人、外国政府若しくは銀行の支払保証等を徴求している。なお、海外投融資に係る管理勘定を設定し、海外投融資業務のポートフォリオ管理を通じて当機構の収益性や財務の健全性を保つこととしている。

### 3 年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

#### 1. 決算についての総合的な評価

令和3年度決算における当期総利益は、資金運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により228億円となった。令和3年度予定財表と比較し、210億円の増だが、主な要因は、有償資金協力業務関係費64億円増（債券利息が82億円減、借入金利息が105億円減、業務委託費が196億円減、物件費が41億円減となった一方で、貸倒引当金繰入が413億円増、その他業務費用が80億円増等）と有償資金協力業務収入265億円増（受取配当金が103億円増、貸付手数料が13億円増、外国為替差益が18億円増、金銭の信託運用益が118億円増等）である。

#### 2. 決算の状況

##### （1）資産・負債・資本の状況

・資産合計は昨年度比6,374億円増加し、14兆2,412億円となった。資産の大宗を占める貸付金残高は、貸付実行の増加等により、昨年度比7,114億円の増加となった。

・負債合計は昨年度比5,590億円増加し、4兆1,319億円となった。負債の大宗を占める財政融資資金借入金残高は、昨年度比4,200億円の増加となった。

・純資産合計は政府からの出資金470億円及び当期総利益228億円等により、昨年度比784億円増の10兆1,093億円となった。

##### （2）費用・収益の状況

令和3年度決算における当期総利益は、資金運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により228億円となった。